

若年者雇用政策の拡充を求める意見書

近年、若者の働き方は多様化し、特に定職を持たず、さまざまな職業を渡り歩くフリーターの数は増加傾向にある。内閣府の「国民生活白書」（平成15年版）によると、フリーターの数は2001年時点で417万人（15～34歳）に達している。みずからの夢の実現のためにフリーターの道を選ぶ人もいるが、正社員を志向しながらやむを得ずフリーターになる人も7割を超えるという指摘もあり、大きな社会問題になっている。

フリーターであることは生き方の問題として、決して悪いと決めつけることはできないが、民間の研究機関の調査によれば、フリーターをずっと続けた場合の生涯賃金は正社員の約4分の1、年金受取額では正社員の半分以下という試算もある。

フリーターを続けることは、生涯において大きなデメリットやリスクをもたらすことは明らかである。また、社会全体としても、フリーターの増加は、我が国の経済成長を阻害する要因になるとも指摘されている。

若者の雇用情勢は依然として厳しいものがあり、政府においては「若者自立・挑戦プラン」の強力な推進を図るとともに、さらに、学校教育の段階からの職業教育の充実や、進路・就職への連携、また、生涯にわたる職業能力習得に対する支援対策の強化などを図り、フリーターなど若年者の雇用問題の解決に、全力で取り組むよう要望する。

記

- 1 「若者自立・挑戦プラン10カ年戦略」の策定を実施すること。
- 2 学校教育において子どもが将来社会人・職業人として自立できるための教育を提供し、小・中学校等において、土曜日を活用して、大学生等のボランティアによる補習授業や職業体験活動、文化芸術体験活動などの土曜授業が実施できるよう必要な整備を図ること。また、子どもに働くことの意義を十分に理解させるため、保護者、地域住民や地元企業、NPO等と連携し、中学校の第2学年時に1週間程度の職業体験活動を導入すること。
- 3 学校におけるキャリア教育を支援するため、「キャリア教育推進協議会」を各都道府県の教育委員会のもとに設置すること。また、高等学校における進路・就職指導において、商工会議所等と連携し、企業などからの人材を「ライフプランアドバイザー」として学校に派遣すること。
- 4 英国で実施されている、生涯にわたる能力開発の新たな仕組みとして、パソコン等を活用してさまざまな場所で職業教育プログラムを気軽に受講できるシステム「日本版ラーンダイレクト」を創設すること。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成16年6月23日

三鷹市議会議長 久保田 輝 男